



スマホは全部、通信キャリアが売ってるんじゃないの？

それは
誤解です

スマートフォンなどの携帯電話端末は、主に携帯電話事業者の直営店・オンラインショップのほか、携帯電話事業者から委託を受けた販売代理店が運営するキャリアショップ・家電量販店等で販売されています。





同じ通信キャリアで同じ機種の端末なら、
どの店舗で買っても同じ値段じゃないの？

それは
誤解です

スマートフォンなどの携帯電話の端末販売価格
(各店舗における割引適用前。以下同じ。)は、
個々の販売代理店が設定しているものであるため、
同一機種、同一キャリアであっても、店舗によっ
て価格が異なります。





店舗ごとに価格が異なるのは、どうしてなの？

販売代理店が運営するショップでは、携帯電話端末の端末販売価格は、各販売代理店により

- ①携帯電話事業者から販売代理店への端末卸価格と
- ②販売代理店が利益相当額等として上乗せする額の合計額として設定されていることがあるからです。



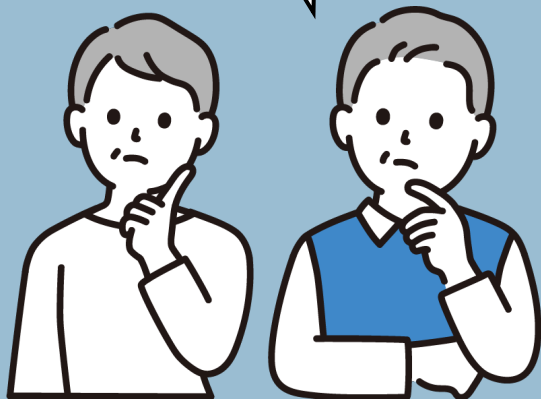
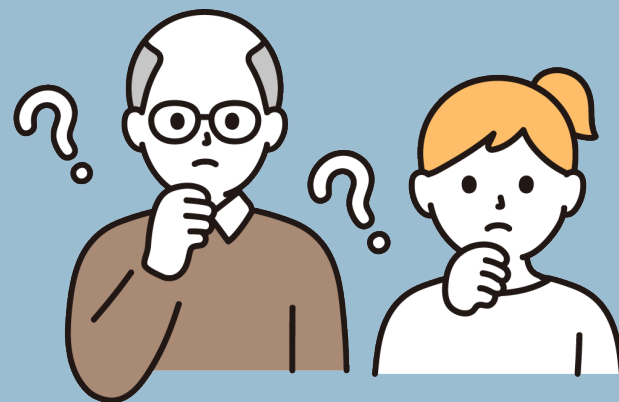
販売代理店が運営するショップで
分割払いで購入する場合は、
販売代理店にだけ支払うんじゃないの？

通信キャリアにだけ
支払うんじゃないの？

「頭金」を支払ったら、
分割払いの金額はその分減るんじゃないの？

「頭金0円」ってことは、
端末がタダで手に入るってことじゃないの？

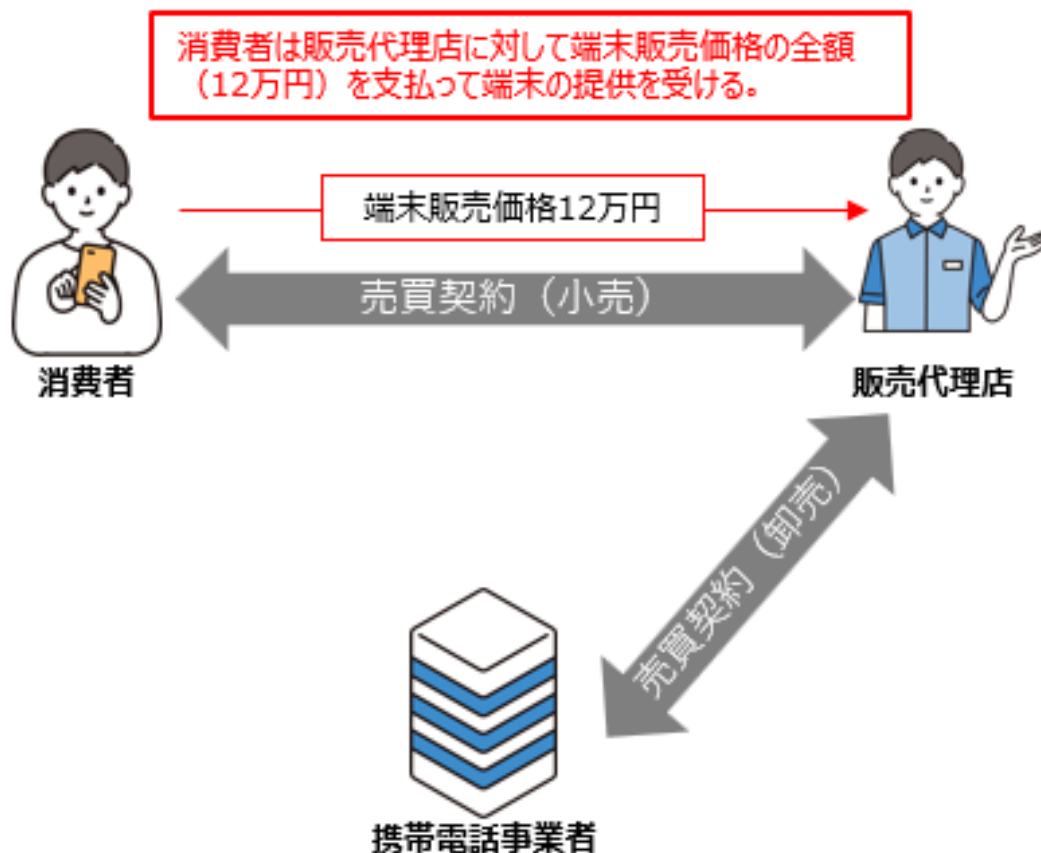
それらはすべて
誤解です。
以降で詳しく説明します。



販売代理店が運営するショップでの携帯電話端末の購入

端末を一括購入する場合

販売代理店と売買契約を結び、端末代金を販売代理店に対してまとめて支払います。



例：端末販売価格（12万円）

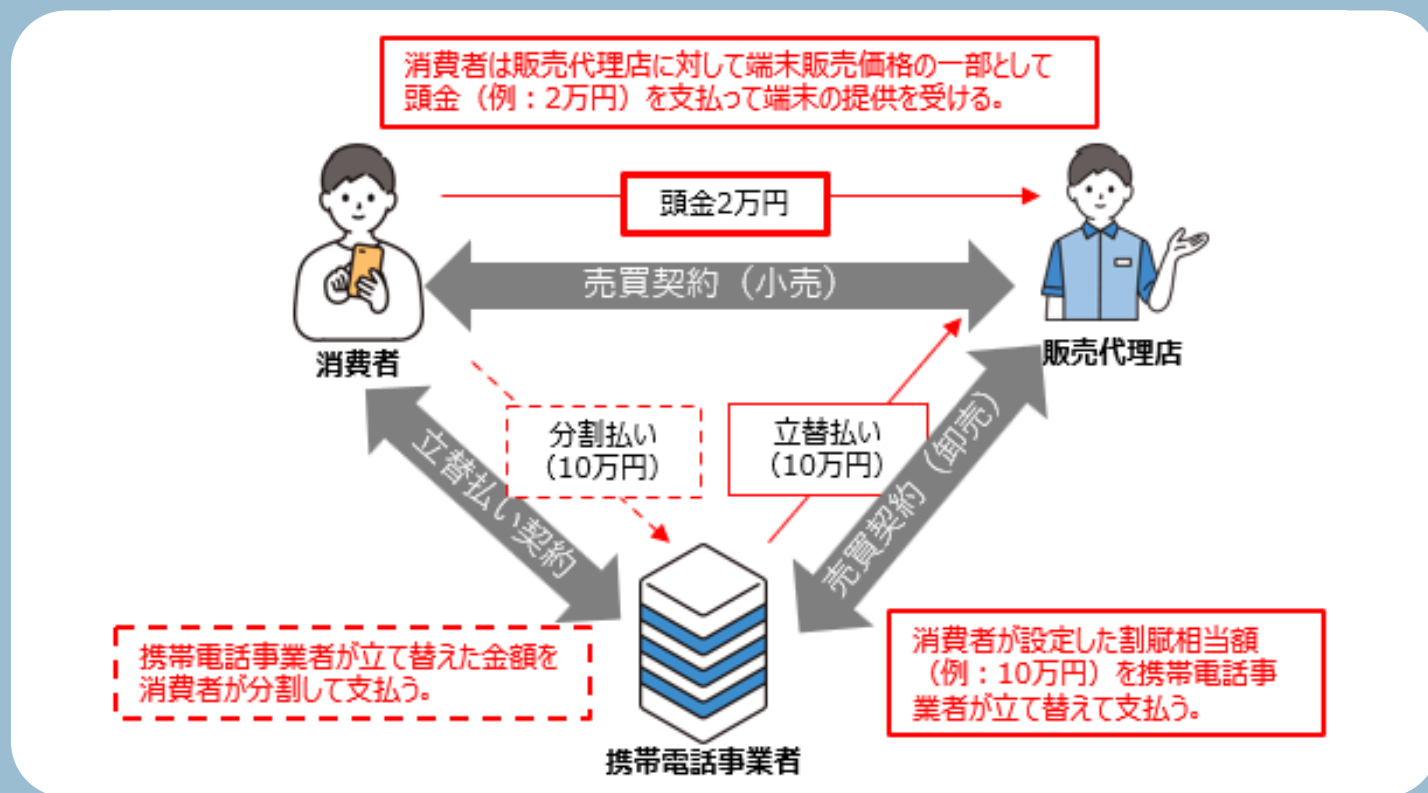
= 各携帯電話事業者が設定する割賦上限額（10万円）+ 頭金として消費者が各店舗に支払う金額（2万円）と想定

販売代理店が運営するショップでの携帯電話端末の購入

携帯電話端末を分割払い（個別信用購入あっせん契約）で販売する場合（1 / 2）

販売代理店と売買契約を結ぶとともに、割賦払い額（※図では10万円）について、**携帯電話事業者と立替払い契約**を結びます。

この場合、割賦払い額（10万円）については、利用者が与信限度額の範囲内で自ら決定するのではなく、**携帯電話事業者の設定する割賦上限額（オンライン直販価格と一般的に同額）と一致していることが一般的**です。



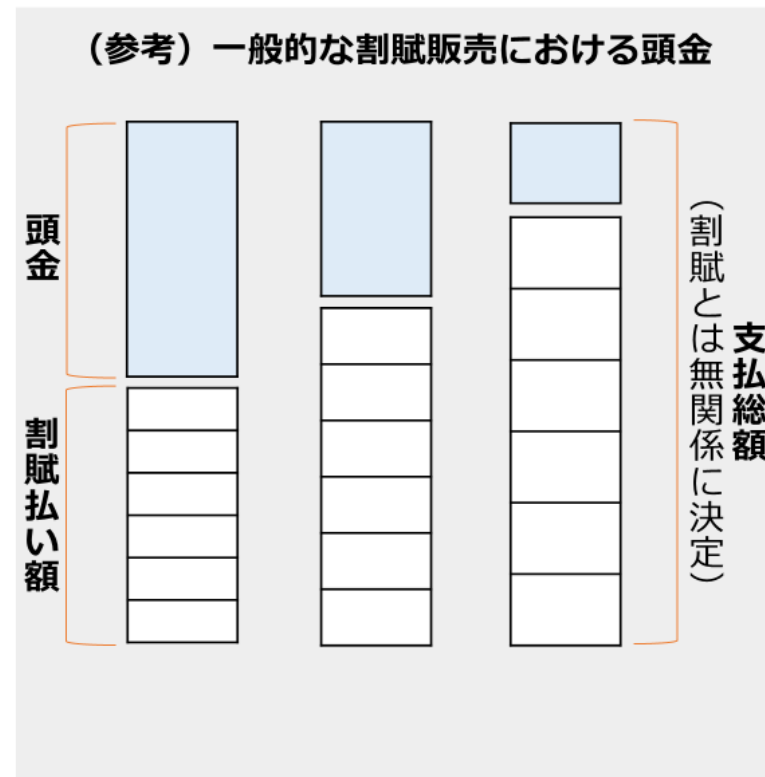
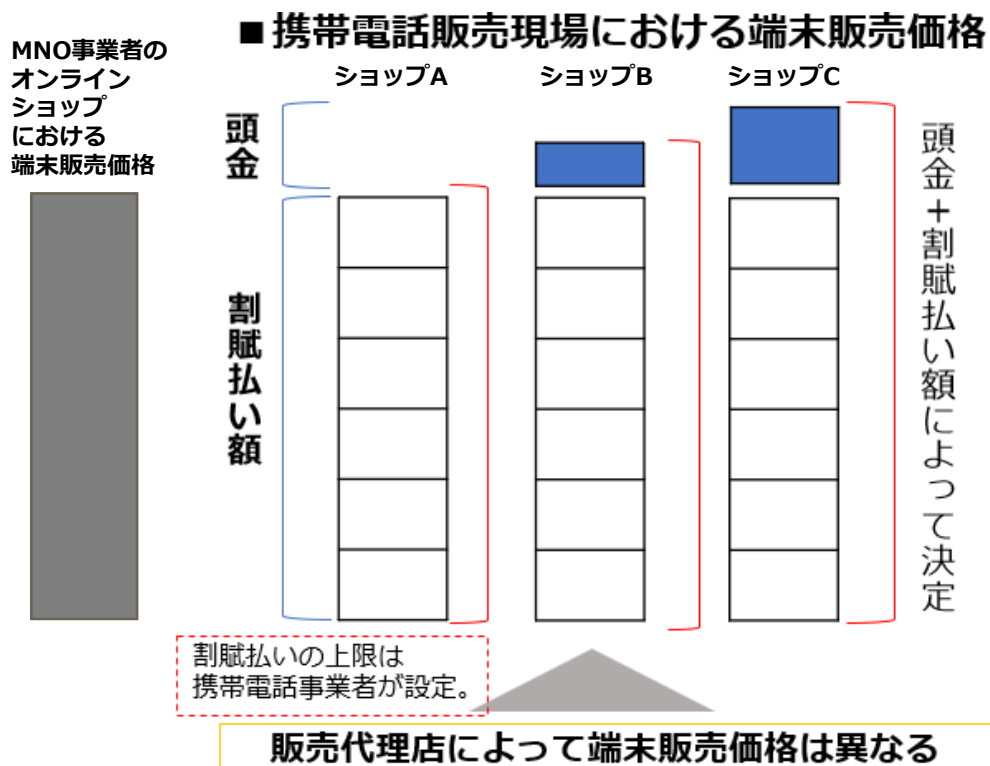
例：端末販売価格（12万円）

= 各携帯電話事業者が設定する割賦上限額（10万円）+ 頭金として消費者が各店舗に支払う金額（2万円）と想定

販売代理店が運営するショップでの携帯電話端末の購入

携帯電話端末を分割払い（個別信用購入あっせん契約）で販売する場合（2 / 2）

販売現場においては、通常、この上限額がそのまま「割賦払い額」として表示され、その「割賦払い額」（前項では10万円）に上乗せする額として「頭金」（前項では2万円）という名称が使用されています。



※ 割賦払い額が、キャリアの設定する割賦払い上限額と一致している場合を想定。あくまで一般論を示したものであり、これ以外の「頭金」の用法が用いられている可能性を否定するものではないことに留意

※ 「頭金」が0円である店舗もあります。なお「頭金0円」は、「携帯電話端末が0円」という意味ではありません。

こうした携帯電話端末の価格の構造や、店舗ごとに端末販売価格が異なるという事実を認識していないことに起因するトラブル（例：購入した端末の支払総額を認識していなかったケース、「頭金」がある店舗とない店舗があることを認識していなかったケース）が発生しています。



このようなトラブルを避けるためにも、消費者の皆様においては、**店舗ごとに端末販売価格は異なること**／**携帯電話業界における「頭金」の用法**を十分に認識し、支払総額についてよく理解した上で購入していただくよう、お願いいたします。